

有害鳥獣による農作物被害を防止するための活動などを支援します

有害鳥獣：農作物などを荒らすイノシシ、タヌキ、ハクビシン、カラスなど。

【捕獲用の箱わな】



「鳥獣被害無くし隊」の活動のための備品購入への補助

鳥獣被害無くし隊：有害鳥獣から地域の農地を守るための新たな捕獲活動団体

対象団体 (すべて あてはまる 団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する者で構成され、構成員が5人以上の団体 ・市から有害鳥獣捕獲許可を受けた者が1人以上所属している団体 ・構成員に市税等の滞納がない団体 ・過去に補助金の交付を受けた他の団体に所属する構成員が含まれていないこと 	
対象経費 ・補助額 (上限額)	箱わな、捕獲時用の止めさし機材などの備品購入費用 1年目：150,000円 2年目以降：50,000円	※箱わな貸出事業を利用している場合 1年目：100,000円 2年目以降：50,000円
	※補助金の交付は、補助を受けた初年度から起算して3年間	
有害鳥獣 捕獲許可の 申請方法	捕獲許可申請書に必要書類を添付し、農林振興課窓口または各支所へ提出 【必要書類】 わな猟狩猟免許の写し、箱わなを設置する場所のわかる図面、賠償責任保険に加入していることがわかるもの、団体の規約・名簿、誓約書	
補助金の 申請方法	支援補助金の申請書に必要書類を添付し、農林振興課窓口または各支所へ提出 【必要書類】 団体の名簿、市から交付を受けた鳥獣捕獲許可証の写し、備品の見積書とカタログ	
活動条件	<ul style="list-style-type: none"> ・わな設置範囲は構成員が所有または耕作する土地とその周辺に限定 ・捕獲活動は箱わなに限定し、銃器の使用は不可(止めさしは電気止めさし器等を使用) 	
その他	イノシシの捕獲頭数に応じ補助金を交付します。 1頭あたりの補助上限額 成獣：8,000円 幼獣：1,000円	

狩猟免許を取得するための経費の助成

有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する方に、経費の一部を助成します。

対象者 (すべて あてはまる 方)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種銃猟免許または、わな猟免許を新たに取得した方 ・市内に住所を有する方 ・市税等の滞納がない方
助成金額	第1種銃猟免許 25,000円 (猟銃の所持許可に要する経費を含む) わな猟免許 かけた経費の1/2以内 (対象経費：申請手数料、診断書発行手数料、予備講習会受講料)
申請方法	申請書兼請求書に必要事項を記入し、関係書類を添付して農林振興課窓口または各支所へ提出

【参考：令和6年度の狩猟免許試験日程】

実施日	種類	試験会場
6月15日(土)	第一種銃猟 第二種銃猟	茨城県狩猟者研修センター
7月10日(水)	網猟、わな	
8月4日(日)	第一種銃猟 第二種銃猟	
9月14日(土)	網猟、わな	茨城県土浦合同庁舎
12月10日(火)	網猟、わな	

※試験の詳細は茨城県ホームページをご確認、または県北県民センター環境・保安課までお問い合わせください。

問 県北県民センター環境・保安課 ☎0294-80-3355